社債権者集会決議認可公告

平成二十五年七月三十一日午後一時〇〇分開催の株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回A―2号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「A―2号社債」という。）の社債権者集会、同日午後二時〇〇分開催の株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回B号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「B号社債」という。）の社債権者集会及び同日午後三時〇〇分開催の株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回C号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）（以下「C号社債」という。また、A―2号社債、B号社債及びC号社債を個別に又は総称して、以下「本社債」という。）の社債権者集会（本社債の前記の各社債権者集会を個別に又は総称して、以下「本集会」という。）における後記決議について、A―2号社債及びB号社債に関しては平成二十五年九月三日付で、C号社債に関しては平成二十五年八月九日付で、裁判所の認可決定（A―2号社債東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三六一号、B号社債　東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三六二号、C号社債　東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三六三号）がありましたので公告致します。

記

社債権者集会における決議事項

議案一　一案に関連する本社債の社債要項の変更の件

各本集会において、原案のとおり承認された。

議案二　一案に関連する社債管理者の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認の件

各本集会において、原案のとおり承認された。

議案三　一案の承認の件

各本集会において、原案のとおり承認された。

議案四　二案の承認の件

各本集会において、原案のとおり承認された。

議案五　リファイナンス・エージェントの追加及び報酬の変更等にかかる承認の件

各本集会において、原案のとおり承認された。

議案一乃至三の各議案は、(i)各本集会においてその全てが承認されること及び(ii)本集会と同日に開催されるアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッドが発行したアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド第一回無担保社債（責任財産限定特約付・少人数投資者向け）の社債権者集会において

も一案に関する議案（議案一乃至三と同等の内容を含む全ての議案とする。）が全て承認されることを条件として承認されたが、当該条件は全て充足された。

また、議案四は、議案一乃至三が前記条件を充足せず承認されないことを条件として承認されたが、議案一乃至三は前記の通り条件を充足して承認されたため、議案四に係る条件は充足しなかった。

なお、各本集会における議案一乃至三及び五の各議案の決議については、全て裁判所の認可決定があった。議案四の決議については、C号社債の社債権者集会における決議についてのみ裁判所の認可があったが、それ以外の各本集会における決議については、裁判所の認可の対象とならなかった。

平成二十五年九月三十日

東京都渋谷区東一丁目二八番六―一一〇二号ライオンズマンション渋谷シティ

株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー

代表取締役　望月　秀晃

社債権者集会決議認可公告

平成二十五年七月三十一日午前一〇時〇〇分開催のアタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド第一回無担保社債（責任財産限定特約付・少人数投資者向け）の社債権者集会（以下「メザニン集会」という。）における後記決議について、平成二十五年九月三日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三六四号）がありましたので公告致します。

記

社債権者集会における決議事項

議案一　一案に関連する社債管理会社の承認、承諾又は同意を要する事項にかかる承認の件

原案のとおり承認された。

議案二　一案の承認の件

原案のとおり承認された。

議案三　二案の承認の件

否決された。

議案四　リファイナンス・エージェントの追加及び報酬の変更等にかかる承認の件

原案のとおり承認された。

議案一及び二の各議案は、(i)メザニン集会においてその全てが承認されること及び(ii)メザニン集会と同日に開催される株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツーが発行した株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回A―2号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）、株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回B号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）及び株式会社アタミ・ビーチライン・ファンディング・ツー第一回C号無担保社債（責任財産限定特約付・適格機関投資家限定）の各社債権者集会のいずれにおいても一案に関する議案（議案一及び二と同等の内容を含む全ての議案とする。）が全て承認されることを条件として承認されたが、当該条件は全て充足された。

なお、議案一、二及び四の各議案の決議については、全て裁判所の認可決定があったが、議案三の決議については、裁判所の認可の対象とならなかった。

平成二十五年九月三十日

イギリス領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ピーオーボックス三〇九、ウグランドハウス、エムアンドシー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド

日本における営業所

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

アタミ・ビーチライン・メザニン・ファンディング・リミテッド

日本における代表者　神保　圭一

配当公告

札幌市豊平区豊平一条一三丁目一番一五号

破産者　丸三一晃建設株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年(フ)第三三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二八九、七〇九、四五六円

一、配当をすることができる金額

金二四、四四〇、六四七円

平成二十五年九月三十日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階

破産管財人　長田　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市大沢町三丁目二九八番地、最後の住所北海道室蘭市大沢町三丁目二九八番地一号　被相続人　亡　甲地　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日

事務所北海道室蘭市中島町二丁目二七番一号インプレス中島四〇二号室むろらん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高村　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上六丁目二六番、最後の住所宮城県名取市閖上六丁目二六番二三号

被相続人　亡　大平　利春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区五十人町一〇番地、最後の住所仙台市太白区西中田五丁目二六番二五―四一一号　被相続人　亡　渋谷　正洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市常盤町一二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀澤　重男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月三十日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　堀口　均